

生活保護法における介護扶助について

高知県子ども・福祉政策部 福祉指導課生活保護担当

1 生活保護制度

日本国憲法第 25 条に規定する理念に基づいて、国が生活に困窮する全ての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とした制度。

2 介護扶助

生活保護の種類（生活、教育、住宅、医療、介護、出産、生業及び葬祭の扶助）の一つ。

困窮のため最低限度の生活を維持することができない要介護者及び要支援者に対して、介護保険の給付対象と同範囲のものを原則施設及び事業所に対して現物給付によって行う。

①介護保険の被保険者

（65 歳以上の方及び 40 歳以上 65 歳未満の医療保険加入者。）⇒介護保険からの給付が優先し、介護報酬の 1 割である自己負担分が介護扶助として生活保護から扶助される。

②介護保険の被保険者以外の者

（40 歳以上 65 歳未満で医療保険未加入者。被保険者番号が「H」から始まる番号の方。）⇒介護報酬の 10 割全額が介護扶助として生活保護から扶助される。

3 介護扶助の申請

（1）介護保険の被保険者の場合

①新規保護申請

※要支援・要介護状態となると同時に生活保護法による保護申請を行う場合や、既に介護サービスを受けている方が生活保護法による保護申請を行う場合

②保護変更申請

※生活保護受給中の方が新たに要支援・要介護状態となり介護扶助の申請を行う場合

[必要書類]

- ・生活保護法による保護申請書 <②の場合は、保護変更申請書>
- ・要介護認定結果通知書(写)
- ・介護保険被保険者証(写)
- ・居宅介護支援計画等(写) <居宅介護の場合に必要。施設の場合は不要>

福祉事務所へのケアプランの提出については、あらかじめ本人の守秘義務解除確認のため同意書が必要となり、同意書は福祉事務所あてと居宅事業者あての2種類を申請者から提出を受けた後、各々で保管する。

(2) 介護保険の被保険者以外の者の場合

申請時における必要書類は、保護(変更)申請書のみ。

ただし、居宅介護支援計画等(写)(申請者が居宅介護等を申請する場合に限る。)については、申請要件としての添付は不要であるが、介護扶助の決定に際して必要となる。

4 障害者総合支援法等他法他施策の活用

生活保護法では、他の法律や他の施策を優先的に活用することが原則となっている。

(1) 介護保険の被保険者

先に介護保険を活用し、利用者負担の1割分を生活保護の介護扶助で賄う。

(2) 介護保険の被保険者以外の者の場合

障害者施策を優先的に活用し、不足する分を介護扶助で賄う。

障害者手帳を所持している場合、又は、自立支援医療や難病の受給者証を所持している場合なども、障害者総合支援法による給付の対象となる可能性があるため、ヘルパー、デイサービス、福祉用具の利用等、障害サービスが活用できているか、介護扶助との優先順位が正しいか確認が必要。

5 介護券

生活保護受給者の介護扶助費を国民健康保険団体連合会(国保連)へ請求する際には、福祉事務所の介護扶助決定のための申請に基づき発行された介護券が必要。

※交付された介護券の内容を確認し、受給者番号等必要事項を正しく転記すること。

福祉事務所での介護券の保管期間はおおむね1年。

(1) 介護扶助を受給中に、介護認定、事業所の増減があった場合

福祉事務所の介護扶助決定を要するため、介護保険被保険者証、居宅介護支援計画を添付のうえ、申請書を福祉事務所に提出する。

(2) 入院のためサービス提供がなかった等により介護券が不要となった場合

介護券は、福祉事務所での保管が必要があるので、速やかに返却すること。

(3) 既に国保連に請求した、介護保険の被保険者以外の者に関するレセプトについて過誤があった場合

福祉事務所に連絡のうえ、福祉事務所から国保連への報告を依頼し、取り下げ願ひ等の様式の送付を受ける。

6 本人支払額

生活保護受給者については、年金等の収入に応じて、介護扶助費の一部を本人負担とする場合がある。福祉事務所から発行された介護券に本人支払額がある場合は、その額を本人から徴収する。(本人支払額の決定・変更等については、別途通知書を送る場合がある。)

本人支払額の上限は 15,000 円。施設入所者については、これに食費を加えた額。

7 生活保護法による介護機関の指定

(1) 介護保険法による指定又は許可があったときは、その介護機関は、その指定又は許可の時に生活保護法による指定を受けたものとみなされる。

※当該介護機関が、生活保護法による指定が不要の旨申し出をした場合を除く。

※平成 26 年 7 月以降に介護保険法による指定又は許可があった場合に限る。

※平成 26 年 6 月以前に開設し、生活保護法の指定を受けていない介護機関が生活保護を受給している方に介護サービスを提供する場合、福祉指導課への指定の申請が必要。

(2) 届出事項に変更があった時は、変更があった事項及びその年月日を記載した届書(指定様式)を提出する必要がある。

※事業所の名称や所在地、開設者又は管理者の住所、氏名、生年月日など

※令和 8 年 4 月 1 日より、介護保険法の届出が生活保護法の届出とみなされるため、福祉指導課への届書(指定様式)提出は不要となる。

(3) 事業を廃止、休止し、又は再開するときは、その旨及びその年月日を記載した届書(指定様式)を提出する必要がある。

※令和 8 年 4 月 1 日より、介護保険法の届出が生活保護法の届出とみなされるため、福祉指導課への届書(指定様式)提出は不要となる。

(4) 提出先〒780-8570 高知市丸ノ内 1 丁目 2 番 20 号

高知県子ども・福祉政策部福祉指導課

※指定様式は、福祉指導課のHP内の「指定様式(介護機関)」を参照

【参考】

The screenshot shows the official website of Kochi Prefecture. At the top, there is a navigation bar with the prefecture's logo and search options. Below this, there are several menu items: 'くらしの情報', '観光', 'しごと・産業', and '県政情報'. The main content area is titled '福祉指導課' (Welfare Guidance Section) and features a '新着情報' (New Information) section. This section lists three recent updates with dates and titles. A red circle highlights a button labeled '>>新着情報の一覧を見る' (View list of new information). To the right of the main content is a '組織から探す' (Search by organization) sidebar with a list of various departments and offices. Below the main content, there is a '業務内容' (Business Content) section with a list of six items, and a '連絡先' (Contact Information) section providing address, phone numbers, and fax numbers for the Welfare Guidance Section. At the bottom, there is a footer with the prefecture's logo and contact information.

